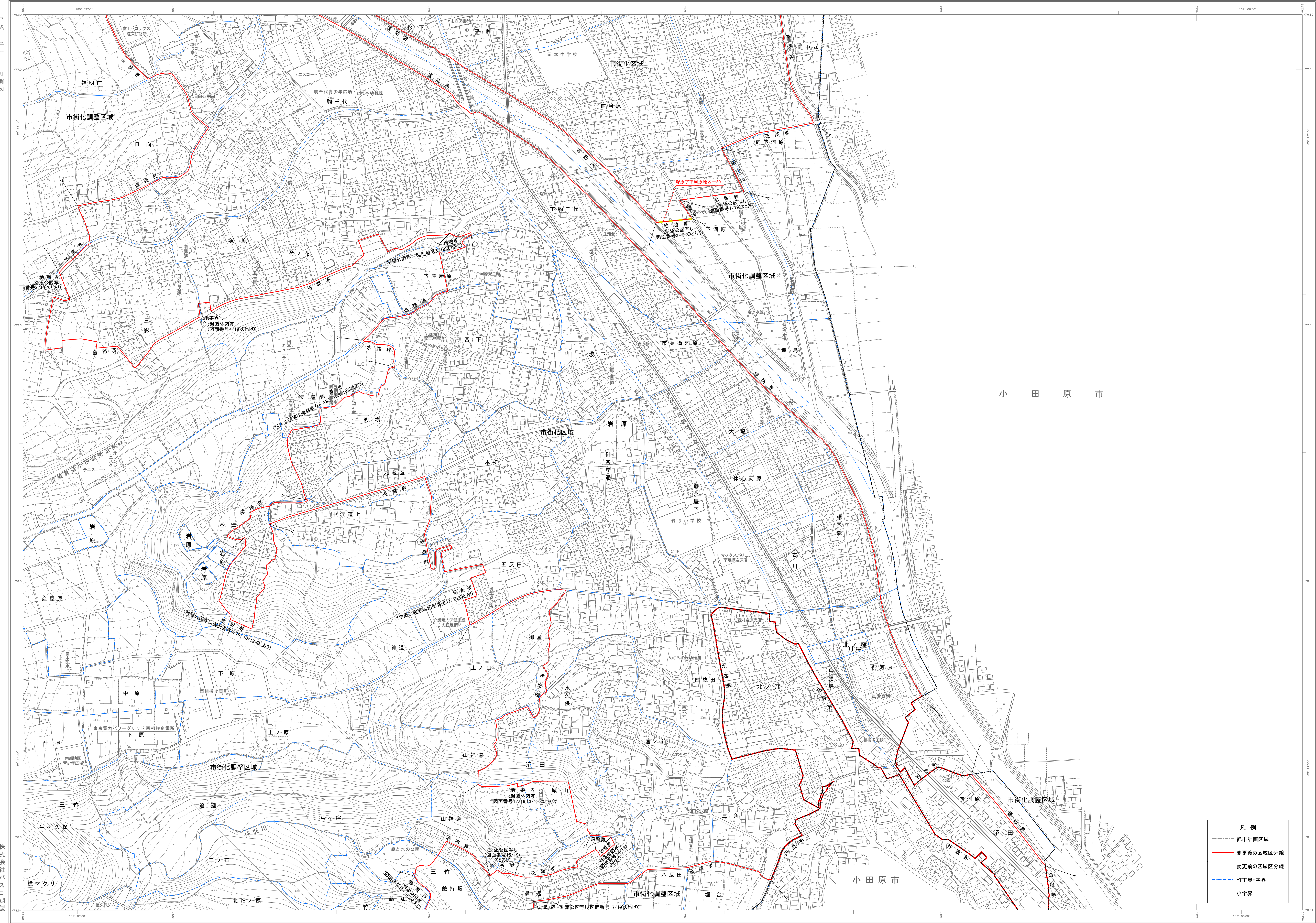


岩 原

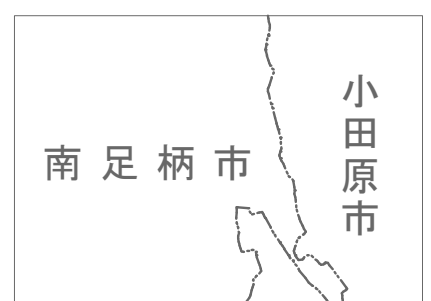
南足柄市1:2,500地形図 No. 3



No. 3

狩野 7	和田河原 2	
板屋窪 8	岩原 3	
三竹 9	沼田 4	

行政区画



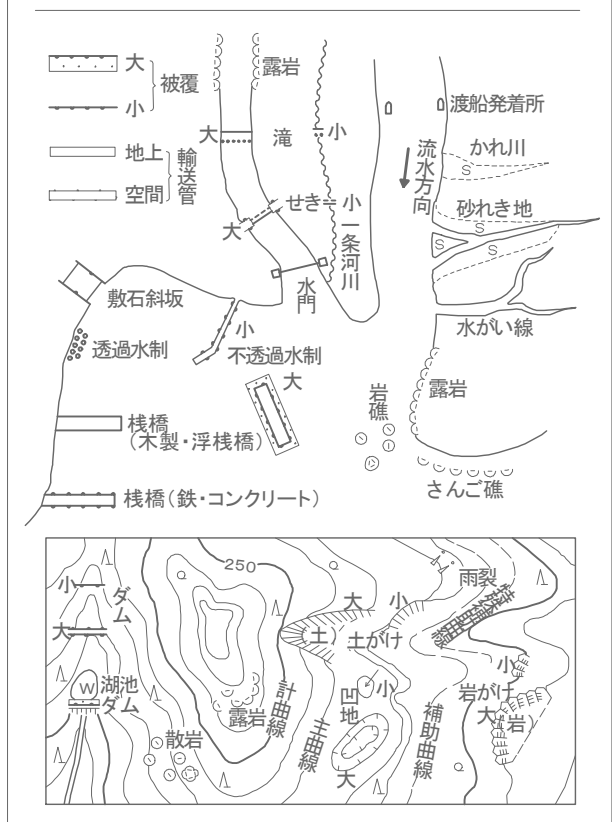
記 号

	普通建物	△ 25.6	三角点
		※ 25.62	水準点
	堅ろう建物	○ 25.6	地盤面点 新設の測量点
		▽ 25.6	公共測量点 (公共測量所)
	普通無壁倉	※ 25.62	掘削しない 場合の測量点
		・ 25.6	掘削による測量点
	堅ろう無壁倉	・ 25.6	電子基準点

[illegible]

	真横道路		普通道路
	直間道路		路面鉄道
	トンネル道路		特殊道路
	歩道の道		索道
	建設中の道路		建設中の索道
	歩道・分断歩		プラットホーム及び乗降機
	道路橋		鉄道橋
	橋		架設中の架設
	橋梁歩道橋		路面鉄道及び停留所
	差木		越線界
	人工科炭		植生界
	土境等		樹地表

田	栗樹園	園庭
畑	その他の 樹木地	荒地
きとう きひ畑	芝地	はい松地
パイナッ プル畑	広葉 葉林	しの地
桑畑	針樹 葉林	やし針 樹林
茶畑	竹林	湿地



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第Ⅺ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位

方 案 高 等	市町名	南 足 柄 市
	件 名	南足柄都市計画区域区分の変更
	図面の名称	計 画 図
	縮 尺	1/2,500
	番 号	1 / 2
	作成年月日	令和 年 月 日

1:2, 500図 No. 3

「この地図は小田原市長の承認を得て、同市発行の
1/2, 500都市計画基本図を使用したものである。
都計第105号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
関係官の測量及び測量成果を使用して得たものである
(承認番号) 平13 関公第101号」

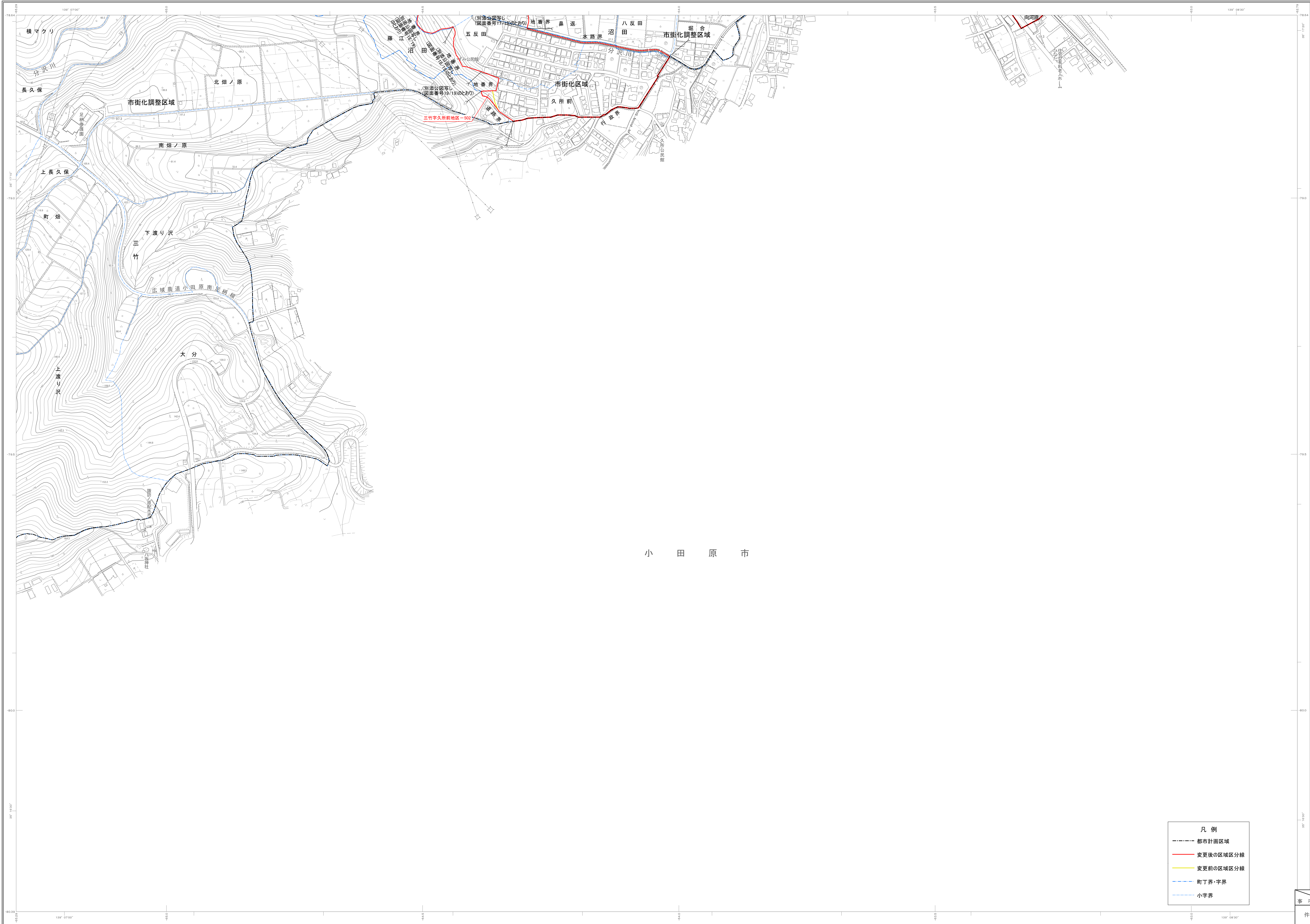
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである
(助言番号) 平19 関公第16号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平30 関公第294号」

沼田

南足柄市1:2,500地形図 No. 4

平成三十一年三月修正
平成三十年三月修正
平成三十一年三月修正



株式会社 パス コ調製

平成13年測量	□	撮影	平成13年9月
平成19年修正		図調	平成13年11月
平成30年修正		現測	平成13年10月
		影図	平成19年8月
		図調	平成19年6月
		撮影	平成30年4月
		現測	平成30年10月

(1) 平成30年修正小田原市1:2500地形図より編集

座標系 第Ⅲ系
等高線間隔 2 m

1:2,500

「この地図は小田原市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画基本図を使用したものである。都計第105号」

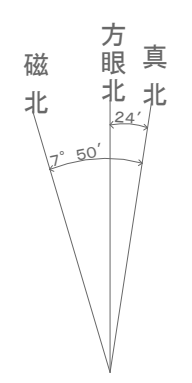
1:2, 500回

No. 4

No. 4

板屋窪 8	岩 原 3	
三 竹 9	沼 田 4	

行政區画



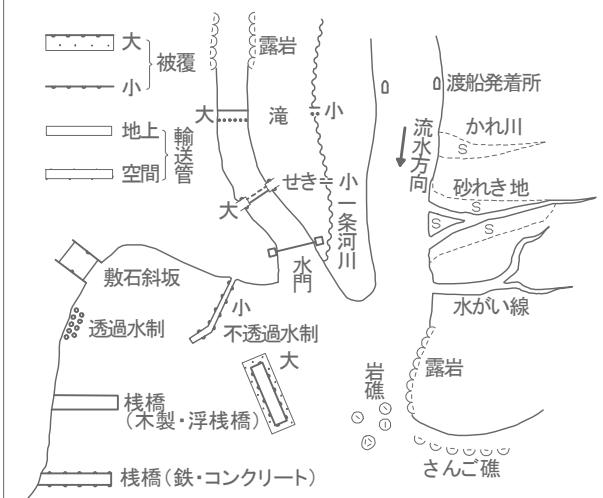
記 号

	普通建物	△ 25.6	三角点
	堅ろう建物	■ 25.62	水準点
	普通無壁舍	○ 25.6	鉄釘又は 銅釘の 角柱
	普通無壁舍	▽ 25.6	公共基礎 柱
	普通無壁舍	■ 25.62	公共基礎 柱
	普通無壁舍	・ 25.6	銀行用 柱
	普通無壁舍	・ 25.6	銀行用 柱
	堅ろう壁壁	■ 25.62	公共基礎 柱

[illegible]

	国 道		普通 街道
	県 道		高速 街道
	町・村 道の 路		特 殊 街道
	歩 道		鉄 道 線
	〔建設中〕 道路の改修		〔建設中〕 道路の改修
	歩道・分断帯		アパートホーム 及び居住区域
	道路 障碍		鉄 道 橋
	徒 歩 横断歩道線		工業地帯境界
	湧 水 池		道路、駅及 り停留所区
	池 沼		区 界 域
	人工的干拓地		自然 生 界
	土 壌 侵 蝕		樹 林 地 界

田	田	田	果樹園	山	園庭
田	田	田	その他の樹木冠	山	荒地
田	田	田	芝地	山	はい松地
田	田	田	広葉樹	山	しの地
田	田	田	針葉樹	山	わし針葉樹
田	田	田	竹林	山	湿地



神奈川

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第Ⅹ座標系、世界測地系に対応
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位

事 項	市町名 南 足 柄 市
件 名	南足柄都市計画区域区分の変更
図面の名称	計 画 図
縮 尺	1/2,500
番 号	2 / 2
作成年月日	令和 年 月 日

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て同院所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平13 関公第101号」

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである（助言番号）平19 関公第16号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量機及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平30 関公第16号」